

2017年4月15日
日本郵便株式会社

規約の変更に関するご案内（告知）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、弊社に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社は、日本郵便業務委託規約（以下「規約」といいます。）を変更することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

なお、下記においては、郵便切手類販売所を「販売所」と、印紙売りさばき所を「売りさばき所」と、ゆうパック取扱所を「取扱所」と、それぞれ表記しております。

敬具

記

1 規約の変更内容

(1) 受託申込みの承諾及び委託契約の更新の基準の明確化（販売所・売りさばき所関係）

販売所及び売りさばき所の業務に係る受託申込みの承諾及び委託契約の更新については、郵便切手類販売所等に関する法律（昭和24年法律第91号。以下「販売所法」といいます。）第2条各項の規定に基づき、弊社において、郵便切手類及び印紙の入手に関する地域住民の利便の確保及び経済性等を考慮し、適当と認めた場合に、これらをするものであることを明確化します（実質的な変更はありません。）。

(2) 郵便切手類等の買受手続等の明確化（販売所・売りさばき所関係）

次の現在の郵便切手類及び印紙の買受手続等を明確化します（実質的な変更はありません。）。

ア 売渡証明書の交付に関すること。

イ 物品受領書への受領の証印の押印等に関すること。

ウ 受託者以外の方が売渡請求書を提出された場合には、受託者から提出されたものとして取り扱うこと。

(3) 郵便切手類等の販売手続等の明確化（販売所・売りさばき所・取扱所関係）

販売所法その他関係法令の規定等に基づく次の事項を明確化します（実質的な変更はありません。）。

ア 郵便切手類販売所、売りさばき所及び取扱所の設置に関すること。

イ 販売所、売りさばき所及び取扱所においては、それぞれの業務を対面により実施すること。

ウ 販売所においては郵便料金表を、取扱所においてはゆうパック約款等を掲示すること。

(4) 委託契約の解除事由の明確化（販売所・売りさばき所・取扱所関係）

(1)、(2)及び(3)に掲げる規定の明確化に伴い、委託契約の解除事由を明確化します。

(5) その他（販売所・売りさばき所・取扱所関係）

補正その他所要の規定の整備を行います（実質的な変更はありません。）。

2 規約の変更

別紙のとおり規約を変更します。

3 マニュアルの変更

(1) 郵便切手類販売等マニュアル6ページに記載している買受けできる郵便切手類等の種類のうち、「レターパック」は、現在は「レターパック・スマートレター」となっていますので、訂正します。(2) 郵便切手類販売等マニュアル11ページに記載している「販売等手数料計算書」及びゆうパック引受マニュアル22ページに記載している「ゆうパック取扱手数料計算書」は、現在は「手数料確認書」となっていますので、それぞれ「手数料確認書」に訂正します。

(3) 郵便切手類販売等マニュアル13ページに記載している解除の事由「受託者の欠格（必要な信用及び資力の喪失）」とあるのを「受託者の欠格（必要な信用又は資力の喪失）」と、その内容のうち「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのを「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」と、それぞれ変更します。

同様に、ゆうパック引受マニュアル24ページに記載している解除の事由「受託者の欠格」のうち「成

年被後見人若しくは被保佐人」とあるのを「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」と変更します。
(4) 郵便切手類販売等マニュアル 14 ページ及びゆうパック引受マニュアル 24 ページに記載している受託者に関する変更の手順のうち「④契約郵便局での承諾後、「委託業務承諾通知書」(承諾通知書)等が手渡されますので、変更内容と相違ないか確認の上、委託契約の証書として大切に保管してください。※変更前の承諾通知書は、速やかに破棄してください。」とあるのは、現在はこれをしないこととなっていますので、削除します。なお、委託業務承諾通知書は、必要に応じ、契約郵便局に再発行を申し込むことにより受領することができます。

以上

【お問い合わせ・ご連絡先】

皆さまの契約郵便局等へお問い合わせ・ご連絡ください。

日本郵便業務委託規約の変更について

日本郵便業務委託規約（以下「規約」といいます。）を、下記のとおり変更します。

記

1 変更日

2017年5月15日(月)

2 変更内容

規約を次のとおり変更します。

なお、各規定の変更の内容は、次のとおりです。

- (1) 第10条及び第12条の変更 受託申込みの承諾及び委託契約の更新の基準の明確化
- (2) 第14条の変更 郵便切手類等の販売手続等の明確化
- (3) 第21条の変更 委託契約の解除事由の明確化
- (4) 第23条及び第24条の変更 郵便切手類等の買受手続等の明確化
- (5) 前各号に掲げる変更以外の変更 所要の規定の整備

変更前	変更後
(用語の定義)	(用語の定義)
第1条 日本郵便業務委託規約（以下「本規約」という。）において使用する用語は、本規約において定義するものを除き、法若しくは印紙法又はこれらに基づく法令において使用する用語の例によるほか、次の用語については、それぞれ次の意味で使用する。	第1条 日本郵便業務委託規約（以下「本規約」という。）において使用する用語は、本規約において定義するものを除き、法若しくは印紙法又はこれらに基づく法令において使用する用語の例によるほか、次の用語については、それぞれ次の意味で使用する。
用語	用語
意味	意味
略	略
委託業務	委託業務
本規約第3条第1項に掲げる業務	第3条第1項に掲げる業務
略	略
マニュアル等	マニュアル等
当社が定める郵便切手類販売等マニュアル及びゆうパック引受マニュアルその他の取扱手続	当社が定める郵便切手類販売等マニュアル、ゆうパック引受マニュアル <u>その他取扱手続</u>
略	略
	販売品
	現金封筒その他の当社が販売する物であつて、郵便切手類及び印紙以外のもの
	郵便切手類等
	郵便切手類、印紙又は販売品
	買受郵便切手類等
	第23条又は第24条の規定により受託者が買い受けた郵便切手類等（第25条又は第26条第1項若しくは第2項の規定による請求により受託者が受領したものを含む。）
略	略
ゆうパック	ゆうパック
ゆうパック約款の規定を適用する荷物	ゆうパック約款の規定を適用する荷物（セキュリティサービス料金、本人限定受取料金若しくは数量割引運賃を適用し、又はあて名変換、代金引換若しくは保冷としたものその他当社が別に通知するものを除く。）
略	略
販売品	販売品
現金封筒その他の当社が販売する物であつて、郵便切手類及び印紙以外のもの	
略	略
(委託業務の範囲)	(委託業務の範囲)
第3条 受託者（次項及び第3項に規定するものを除く。）は、当社からの委託に基づき、次の各号に掲げる業務を実施することができるものとする。	第3条 受託者（次項及び第3項に規定するものを除く。）は、当社からの委託に基づき、次の各号に掲げる業務を実施することができるものとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) ゆうパック（セキュリティサービス料金、本人限定受取料金若しくは数量割引運賃を適用し、又はあて名変換、代金引換若しくは保冷としたものその他当社が別に通知するものを除く。以下同じ。）の引受け	(4) ゆうパックの引受け
(5) 略	(5) 略
2 受託者のうち、法第2条第2項に規定する印紙売りさばき人は、当社からの委託に基づき、前項第二号に掲げる業務及びこれに付随する業務を実施するものとする。	2 受託者のうち、法第2条第2項に規定する印紙の売りさばき人は、当社からの委託に基づき、前項第二号に掲げる業務及びこれに付随する業務を実施するものとする。

3 受託者のうち、法第2条第3項に規定する印紙売りさばき人は、当社からの委託に基づき、前項第二号の業務（自動車重量税印紙に係るものに限る。）及びこれに付随する業務を実施するものとする。

4 略

（個人情報^等の取扱い）

第5条 略

（知的財産権^等の取扱い）

第6条 略

2 略

（委託業務の受託の申込み）

第10条 略

2 受託申込者は、次の各号に掲げる書類のうち当社が指定するものを前項の書面に添付するものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 自己が自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人であることを示す書類

(4) 略

3～4 略

5 当社は、第1項の規定による申込みを承諾しないことがあるものとする。この場合において、当社は、その理由を受託申込者に開示する義務を負わないものとし、受託申込者は、これをあらかじめ承諾したもののみなす。

6 前五項の規定は、受託者が第1項第1号から第6号までに掲げる事項の変更の申込みをする場合に準用する。

（契約期間及び中途解約）

第12条 略

2 前項の規定にかかわらず、委託契約は、前項の規定による期間満了の日の60日前までに、当社及び受託者のいずれからも終了の通知をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なお同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、当社又は受託者は、解約しようとする日の30日前までに、相手方に対し書面（受託者にあつては、当社所定のものに限る。）により通知することにより、委託契約を解約することができる。この場合において、当該通知をした当事者は、解約により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

3 受託者のうち、法第2条第3項に規定する印紙の売りさばき人は、当社からの委託に基づき、第1項第2号に掲げる業務（自動車重量税印紙に係るものに限る。）及びこれに付随する業務を実施するものとする。

4 略

（個人情報^等の取扱い）

第5条 略

（知的財産権^等の取扱い）

第6条 略

2 略

（委託業務の受託の申込み）

第10条 略

2 受託申込者は、次の各号に掲げる書類のうち当社が指定するものを前項の書面に添付するものとする。

(1) 印鑑登録証明書、住民票(写)その他本人確認のための書類

(2) 略

(3) 略

(4) 自己が自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける者であることを示す書類

(5) 略

3～4 略

5 当社は、受託者（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を受託する者に限る。）を選定するに当たっては、法第2条各項の規定によるほか、当該各項の総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、郵便切手類及び印紙の入手に関する地域住民の利便の確保及び経済性等を考慮し、当社が適当と認める場合に限り、前項の承諾をするものとする。

6 当社は、第1項の規定による申込みを承諾しなかった場合において、その理由を受託申込者に開示する義務を負わないものとし、受託申込者は、これをあらかじめ承諾したもののみなす。

7 前六項の規定は、受託者が第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更の申込みをする場合に準用する。

（契約期間及び中途解約）

第12条 略

2 前項の規定にかかわらず、委託契約は、同項の規定による期間満了の日の60日前までに、当社及び受託者のいずれからも終了の通知をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なお同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

3 第10条第5項の規定は、前項の規定による委託契約（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を受託する受託者に係るものに限る。）の更新について準用する。この場合において、同項中「受託者（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を受託する者に限る。）を選定するに当たっては、法第2条各項」とあるのは「法第2条各項」と、「前項の承諾」とあるのは「同項ただし書の規定による委託契約の更新」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により、又は第2項の規定による委託契約の更新がなされないことにより、委託契約が終了した場合において、当社及び受託者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当社又は受託者は、解約しようとする日の30日前までに、相手方に対し書面（受託者にあつては、当社所定のものに限る。）により通知することにより、委託契約を解約することができる。この場合において、当該通知をした当事者は、委託契約の解約により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わない。

6 受託者は、第14条第1項各号に定める委託業務を実施する施設を廃止しようとする場合（第10条第7項の規定により当該施設の変更又は当該施設を設ける場所の変更の申込みをする場合を除く。）には、当該廃止をする日の30日前までに（当該廃止をする日までの期間が30日に満たないとき

にあつては、直ちに)、書面(当社所定のものに限る。)により当社に通知し、委託契約を解約しなければならない。

(委託業務の実施)

第14条 受託者は、次の各号に掲げる業務(当該業務に付随する業務を含む。第3項において同じ。)の区分に従い、それぞれ当該各号に定める施設を第10条第1項第4号の場所に設け、当該施設において、対面により当該業務を実施しなければならない。ただし、第1号及び第2号に定める施設は、第3号に定める施設を兼ねることを妨げない。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる業務 郵便切手類販売所

(2) 第3条第2項又は第3項に規定する業務 印紙売りさばき所

(3) 第3条第1項第4号に掲げる業務 ゆうパック取扱所
(委託契約に基づき当該業務を実施する施設をいう。以下同じ。)

2 受託者は、第3条第1項第3号に掲げる業務及びこれに付随する業務を受託した場合には、前項の規定により設けた施設において、対面により当該業務を実施しなければならない。

3 受託者は、次条の規定による場合を除き、第1項各号に掲げる業務を当該各号に定める施設を設ける場所以外の場所において実施してはならない。前項の規定により実施する業務も、同様とする。

4 受託者は、第1項第1号に定める施設においては郵便料金表を、同項第3号に定める施設(同項ただし書の規定により当該施設を兼ねる施設を含む。)においてはゆうパック約款及び運賃料金表を掲示しなければならない。次条第1項の承認を受けて第1項第1号又は第3号に掲げる業務を実施する施設においても、同様とする。

5 前四項に規定するもののほか、委託業務の種類、第1項各号に定める施設及び当該施設を設ける場所並びに委託業務の取扱時間及び取扱休止日その他の委託業務の実施に関する事項については、委託契約で定めるところによる。

6 前項の規定にかかわらず、受託者は、第1項各号に定める施設においては、あらかじめ当社の承認を受けた場合には、同項の委託業務の取扱時間以外の時間及び取扱休止日においても、委託業務を実施することができる。

(他の場所における委託業務の実施)

第15条 受託者は、前条第1項各号に定める施設を設ける場所以外の場所における委託業務の実施について、あらかじめ委託業務の種類、実施期間、実施施設、取扱時間及び取扱休止日その他当社の指示する事項を記載した書面により契約郵便局等に申し出て、当社の承認を受けた場合には、当該承認の内容に従って、一時的に委託業務を実施することができる。

2～3 略

4 第2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める場所において第3条第3項に規定する受託者が委託業務(同項に掲げるものに限る。)を実施することにつき、第1項の承認をするものとする。

(1)～(2) 略

5 略

(委託業務の実施に関する指示)

第17条 当社は、次の各号に掲げる事項に関し、受託者に必要な指示を行うことができるものとする。

(1) 常備すべき郵便切手類等の種類及び数量

(2) 第13条第1項第1号の標識及び郵便料金表並びにゆうパック約款及び運賃料金表の掲示

(3) 前二号に掲げるもののほか、委託業務の適切な実施のために当社が講ずる措置その他必要な事項

2 略

第14条 委託業務の種類、委託業務を実施する施設並びに委託業務の取扱時間及び取扱休止日については、委託契約で定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、同項の施設においては、あらかじめ当社の承認を受けた場合には、同項の委託業務の取扱時間以外の時間及び取扱休止日においても、委託業務を実施することができる。

(他の施設における委託業務の実施)

第15条 受託者は、前条第1項の施設以外の施設における委託業務の実施について、あらかじめ委託業務の種類、実施期間、実施施設、取扱時間及び取扱休止日その他当社の指示する事項を記載した書面により契約郵便局等に申し出て、当社の承認を受けた場合には、当該承認の内容に従って、一時的に委託業務を実施することができる。

2～3 略

4 第2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める場所において第3条第3項に規定する受託者が委託業務(同項に掲げるものに限る。)を実施することにつき、第1項の承認をするものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(1)～(2) 略

5 略

(委託業務の実施に関する指示)

第17条 当社は、次の各号に掲げる事項に関し、受託者に必要な指示を行うことができるものとする。

(1) 常備すべき郵便切手類、印紙又は販売品(以下「郵便切手類等」という。)の種類及び数量

(2) 第13条第1項第1号の標識若しくは郵便料金表又はゆうパック約款及び運賃料金表の掲示

(3) 前二号に掲げるもののほか、委託業務の実施に必要な事項

2 略

(受託者の死亡に伴う委託契約の失効等)

第19条 略

2 略

3 当社は、受託者の死亡した日の翌日から起算して90日以内に限り、相続人から書面による請求があった場合には、当該受託者が第23条又は第24条の規定により買い受けた郵便切手類等（以下「買受郵便切手類等」という。）のうち残存するものを買い戻すものとする。この場合においては、第28条第2項及び第3項の規定を準用する。

4 略

(暴力団等の排除等)

第20条 略

2～3 略

4 当社は、受託者又は受託者の役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をし、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、受託者に対して何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当社は、委託契約の解除により生じた受託者の損害等の賠償等をしてしない。

(契約の解除)

第21条 当社は、受託者が法又は法に基づく命令の規定に違反したときは、受託者に対し何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除する。法第2条第2項又は第3項の印紙売りさばき人である受託者が営利を目的としない法人でなくなったときも、同様とする。

(受託者の死亡に伴う委託契約の失効等)

第19条 略

2 略

3 当社は、受託者の死亡した日の翌日から起算して90日以内に限り、相続人から書面による請求があった場合には、当該受託者に係る買受郵便切手類等のうち残存するものを買い戻すものとする。この場合においては、第28条第2項及び第3項の規定を準用する。

4 略

(暴力団等の排除等)

第20条 略

2～3 略

4 当社は、受託者又は受託者の役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは同項の規定に基づく表明若しくは確約に関して虚偽の申告をし、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合には、受託者に対して何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当社は、委託契約の解除により生じた受託者の損害等の賠償等をしてしない。

(契約の解除)

第21条 当社は、次の各号に掲げる場合には、受託者に対し何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、第1号に掲げる場合については、受託者の故意又は重大な過失の有無その他の事情を勘案し、次項の規定によることを妨げない。

(1) 受託者が次のいずれかに該当すると認められる場合

ア 第8条の規定に違反して、委託業務の全部又は一部を第三者に委託したとき。

イ 第14条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。

(イ) 第14条第1項各号に定める施設を設けず、又は廃止する行為その他当該施設を設ける義務の不履行

(ロ) 通信販売、訪問販売、移動販売その他の郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所（第15条第1項の承認を受けて第3条第1項第1号又は第2号に掲げる業務を実施する施設を含む。以下「販売所等」という。）における対面によらない郵便切手類の販売又は印紙の売りさばき

(ハ) 徒歩又は車両による集荷その他のゆうパック取扱所（第15条第1項の承認を受けて第3条第1項第4号に掲げる業務を実施する施設を含む。以下同じ。）における対面によらないゆうパックの引受け

(ニ) 第14条第1項各号に掲げる業務又は同条第2項の規定による業務（これらの業務に付随する業務を含む。）の同条第1項各号に定める施設を設ける場所以外の場所における実施

(ホ) 第14条第4項の規定に基づく郵便料金表又はゆうパック約款若しくは運賃料金表を掲示する義務の不履行

ウ 第17条第2項の規定に違反して、同条第1項の指示に従わなかったとき。

エ 次条第1項又は第2項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。

(イ) 次条第1項第1号に定める郵便切手類及び印紙を常備する義務の不履行（専ら同号に定める郵便切手類を販売し、又は専ら同号に定める印紙を売りさばく行為を含む。）

(ロ) 次条第1項第2号又は第3号に定める印紙を常備する義務の不履行

(ハ) 次条第1項各号に定める郵便切手類又は印紙を、定価で公平に販売し、又は売りさばく義務の不履行

(ニ) 買受郵便切手類等への印刷、筆記その他の加工

(ホ) 買受郵便切手類等を自己の用（第三者のために行う納付、申請その他手続又は印刷その他の用を含む。）に供し、又は不当に特定の者の用に供する行為

(カ) 次条第2項に規定する郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における同項各号に掲げる印紙の売りさばき

オ 第29条第1項又は第4項の規定に違反して、次のいずれかに該当する行為をしたとき。

(ア) ゆうパック約款及び運賃料金表の規定並びに委託契約の規定によらないゆうパックの引受け

(イ) 自己からのゆうパックの引受け又は不当な特定の者からのゆうパックの引受け

(ウ) 第29条第4項本文に規定する郵便切手の代金への同条第1項後段の現金の充当

カ 第30条第1項の規定に違反して、現金で受領した運賃等(運賃料金表に規定する運賃及び料金をいう。以下同じ。)の全部又は一部に代えて、自己又は第三者が保有する郵便切手を引き渡したとき。

キ 第39条第3項の規定に違反して、同条第1項若しくは第2項の報告若しくは検査に応じず、又は同条第4項の規定に違反して、同項の規定による報告に応じなかったとき。

ク アからキまでに掲げるときのほか、法若しくは法に基づく命令の規定、印紙法若しくは印紙法に基づく命令の規定その他関係法令の規定又は委託契約に違反したとき。

(2) 受託者に次のいずれかに該当する事情が生じたと認められる場合

ア 第23条第4項又は第24条第1項の規定に基づき受託者の提出した小切手が不渡りとなったとき。

イ 会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立てがあったとき。

ウ 差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けたときその他委託契約により生じた当社に対する金銭債務を履行できないおそれがあるとき。

エ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人となり、又は住所若しくは居所が不明になったとき。

オ アからエまでに掲げるときのほか、委託業務の実施に必要な資力又は信用を有しなくなったとき。

カ 営利を目的としない法人でなくなったとき(第3条第2項又は第3項に規定する受託者に限る。)

キ 自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける者でなくなったとき(第3条第3項に規定する受託者に限る。)

ク 3か月連続して第23条又は第24条の規定による郵便切手類及び印紙(次条第1項第2号又は第3号に掲げる受託者にあつては、当該各号に定める印紙)の買受けをせず、かつ、その後もこれをする見込みがないとき。

ケ 6か月連続して第3条第1項第4号に掲げる業務の履行実績がなかったとき。

(3) 当社が、官公庁の命令又は行政処分により、委託契約を終了し、又は運送業務を中止する場合

2 当社は、受託者が次の各号の一にでも該当するときは、受託者に対し何らの催告をすることなく、委託契約の全部又は一部を解除することができる。官公庁の命令又は行政処分により、当社が委託契約を終了し、又は運送業務を中止する必要があるときも、同様とする。

(1) 印紙法又は印紙法に基づく命令の規定その他関係法令の規定に違反したとき。

(2) 買受郵便切手類等について次に該当する行為をしたとき。

ア 印刷、筆記その他の加工を施すこと。

イ 通信販売、訪問販売その他方法の如何を問わず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所(第15条第1項の承認を受けて委託業務を実施する施設を含む。以下「販売所等」という。)における対面による方法以外の方法により販売し、又は売りさばくこと。

ウ 自己の用に供し、又は不当に特定の者の用に供すること。

(3) 3か月連続して第23条又は第24条の規定による郵便切

手類又は印紙（第3条第1項の受託者にあつては、郵便切手類）の買受けをせず、かつ、その後もこれをする見込みがないとき。

(4) 第23条第4項又は第24条第1項の規定に基づき受託者の提出した小切手が不渡りとなったとき。

(5) 会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立てがあつたとき。

(6) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けたときその他委託契約により生じた当社に対する金銭債務を履行できないおそれがあると認められるとき。

(7) 成年被後見人若しくは被保佐人となり、又は住所若しくは居所が不明になったとき。

(8) 6か月連続して第3条第1項第4号に掲げる業務の履行実績がなかったとき。

(9) 自己から、又は不当に特定の者からゆうバックを引き受けていることが判明したとき。

(10) 第29条第4項の規定に違反したとき。

(11) 第30条第1項の規定に違反して、現金で受領した運賃等（運賃料金表に規定する運賃及び料金をいう。以下同じ。）の全部又は一部に代えて、自己又は第三者が保有する郵便切手を引き渡したとき。

3 略

4 前三項の規定により委託契約を解除した場合において、当社は、これにより生じた受託者の損害等の賠償等をしてしない。

5 受託者は、第1項又は第2項（後段を除く。）の規定によりこの契約が解除された場合には、期限の利益の一切を喪失し、甲に対する債務の全部を直ちに履行しなければならない。

（販売及び売りさばき）

第22条 受託者（第3条第1項第1号又は第2号に掲げる委託業務を受託した者に限る。以下この条において同じ。）は、販売所等における一般の需要を満たすに足る数量の郵便切手類又は印紙を常備しなければならない。

2 受託者は、販売所等において、郵便切手類又は印紙を定価で公平に販売し、又は売りさばかなければならない。

（郵便切手類等の買受け）

第23条 略

2～5 略

2 略

3 前二項の規定により委託契約を解除した場合において、当社は、これにより生じた受託者の損害等の賠償等をしてしない。

4 受託者は、第1項（第3号を除く。）又は第2項の規定により委託契約が解除された場合には、期限の利益の一切を喪失し、当社に対する債務の全部を直ちに履行しなければならない。前条第4項の規定により委託契約が解除された場合も、同様とする。

5 受託者は、第1項第1号又は第2項の規定により委託契約が解除された場合には、第28条第1項の規定による請求をすることができないものとする。前条第4項の規定により委託契約が解除された場合も、同様とする。

（販売及び売りさばき）

第22条 次の各号に掲げる受託者は、当該各号に定める郵便切手類等について、販売所等における一般の需要を満たすに足る数量を常備し、かつ、定価で公平に、販売し、又は売りさばかなければならない。

(1) 受託者のうち、法第2条第1項に規定する郵便切手類販売者 郵便切手類及び印紙

(2) 第3条第2項に規定する受託者 印紙

(3) 第3条第3項に規定する受託者 自動車重量税印紙

2 受託者は、次の各号に掲げる印紙を、当該各号に掲げる規定による総務大臣の指定を受けていない郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所において売りさばいてはならない。

(1) 自動車重量税印紙 印紙法第3条第1項第4号

(2) 特許印紙 印紙法第3条第1項第5号

（郵便切手類等の買受け）

第23条 略

2～5 略

6 前項本文の場合において、当社は、受託者に売渡証明書（第4項本文の規定による買受けをしたことを証する書面をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）を交付する。この場合において、受託者は、当該買受けに関して、領収書その他の売渡証明書以外の書面の交付を請求できないものとする。

7 第5項本文の場合において、当社は、受託者に物品受領書（買受郵便切手類等の種類、数量その他の所要事項を記載した書面をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）を交付する。この場合において、受託者は、物品受領書の記載に相違がないことを確認したときは、買受郵便切手類等の受領の証印又は署名をして返付するものとする。

8 第4項本文、第5項本文及び前二項の規定による郵便切手類等の買受けにおいて、受託者以外の者が売渡請求書を買受郵便局等に提出した場合には、その者を受託者とみなしてこ

6 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する受託者のうち、第2項の規定により買い受ける郵便切手類等の各月ごとの金額が1,000万円を超えると見込まれるもの並びに第3条第2項及び第3項に規定する受託者に係る買受郵便局等は、契約郵便局等とする。

7 略

(郵便切手類等の買受の特例)

第24条 当社が交通困難であると認めた離島、山間部その他これらに類する地域に販売所等を設置している受託者は、当社の承認を受けた場合には、前条第4項の規定による買受けに代えて、売渡請求書及び同項の現金又は小切手(第38条において「売渡請求書等」という。)を当社の使用人その他の従業者に提出することにより、郵便切手類等を買受けすることができる。この場合において、当社は、自ら費用を負担して郵便切手類等及び関係書類を受託者に送付するものとする。

2 当社は、前項の受託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、契約郵便局等の業務に支障がない場合に限り、同項の承認をするものとする。

(1)～(2) 略

3 略

4 略

(ゆうパックの引受け)

第29条 受託者は、荷送人からゆうパックを引き受ける場合には、荷送人から現金により運賃等を受領し、荷送人から提出されるゆうパックラベルのうち、ご依頼主控を返却する。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、受託者と協議の上、当社の指示するところにより受託者に運賃等を同項に規定する方法以外の方法により收受させ、又は決済させることができるものとする。

3～6 略

(ゆうパックの取扱いに関する損害賠償)

第33条 受託者は、故意又は過失により、取扱ゆうパックの全部又は一部を毀損し、亡失し、若しくはその運送を遅延させ、又はこの契約による取扱いを行わなかった場合には、これにより当社に生じた一切の損害を賠償する。

(手数料の相殺)

第36条 略

2 略

3 当社は、前条の規定にかかわらず、第30条第1項の規定による取扱ゆうパックの引渡しの際に、当該取扱ゆうパックの個数につき前条第2項の規定により算出したゆうパック取扱手数料に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額と当該取扱ゆうパックの収納運賃等とを相殺することができる。

4 略

(延滞利息)

第37条 略

れらの規定を適用する。この場合において、当該買受けに関する責任の一切は受託者に帰するものとし、当社は、何ら責任を負わないものとする。

9 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する受託者のうち、第4項の規定により買い受ける郵便切手類等の各月ごとの金額が1,000万円を超えると見込まれるもの並びに第3条第2項及び第3項に規定する受託者に係る買受郵便局等は、契約郵便局等とする。

10 略

(郵便切手類等の買受の特例)

第24条 当社が交通困難であると認めた離島、山間部その他これらに類する地域に郵便切手類販売所を設置している受託者は、当社の承認を受けた場合には、前条第4項の規定による買受けに代えて、売渡請求書及び同項の現金又は小切手(第38条において「売渡請求書等」という。)を当社の使用人その他の従業者に提出することにより、郵便切手類等を買受けすることができる。この場合において、当社は、自ら費用を負担して郵便切手類等並びに売渡証明書及び物品受領書を受託者に送付する。

2 前条第6項後段、第7項後段及び第8項の規定は、前項の規定による買受けについて、準用する。この場合において、同条第7項後段中「返付する」とあるのは「当社の指示に従い、返付する」と、同条第8項中「第4項本文、第5項本文及び前二項の規定」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

3 当社は、第1項の受託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、契約郵便局等の業務に支障がない場合に限り、同項の承認をするものとする。

(1)～(2) 略

4 略

5 略

6 第1項の規定による買受けに係る買受郵便局等は、契約郵便局等とする。

(ゆうパックの引受け)

第29条 受託者は、ゆうパック取扱所において、ゆうパック約款及び運賃料金表の規定により、不特定の第三者(以下「荷送人」という。)からゆうパックを引き受けなければならない。この場合において、受託者は、荷送人から現金により運賃等を受領し、荷送人から提出されるゆうパックラベルのうち、ご依頼主控を返却するものとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、受託者と協議の上、当社の指示するところにより受託者に運賃等を同項後段に規定する方法以外の方法により收受させ、又は決済させることができるものとする。

3～6 略

(ゆうパックの取扱いに関する損害賠償)

第33条 受託者は、故意又は過失により、取扱ゆうパックの全部又は一部を毀損し、亡失し、若しくはその運送を遅延させ、又は委託契約による取扱いを行わなかった場合には、これにより当社に生じた一切の損害を賠償する。

(手数料の相殺)

第36条 略

2 略

3 当社は、前条の規定にかかわらず、第30条第1項の規定による取扱ゆうパックの引渡しの際に、当該取扱ゆうパックにつき前条第2項の規定により算出したゆうパック取扱手数料に所要の消費税及び地方消費税を加算した金額と当該取扱ゆうパックの収納運賃等とを相殺することができる。

4 略

(延滞利息)

第37条 略

(売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領の委託)

第38条 受託者(第3条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる業務を実施するものに限る。以下この条及び次条第2項において同じ。)は、自己以外の一の受託者(以下この条において「代理受託者」という。)に、売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領を委託して行うことができる。ただし、あらかじめ当社の承認を受けた場合に限る。

2～7 略

(日数に関する取扱い)

第41条 この契約中の日による期間の定め(第12条第1項を除く。)の適用については、期間の末日が営業日に当たらないときは、別段の定めがない限り、その翌日以降の最初の営業日をその期間の末日とする。

(紛争の解決)

第42条 略

2 委託契約に関して、万一、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。ただし、訴訟の際に、当社と受託者との協議の上、東京地方裁判所以外の地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることを妨げない。

2 前項の場合において、受託者は、当社が同項に規定する手数料を支払った日の翌日から起算して30日以内に、同項に規定する延滞利息の請求をしなかった場合は、当該延滞利息に係る債権を放棄したものとみなす。

(売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領の委託)

第38条 受託者(第3条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる業務を実施するものに限る。以下この条及び次条第4項において同じ。)は、自己以外の一の受託者(以下この条において「代理受託者」という。)に、売渡請求書等の提出及び販売等手数料の受領を委託して行うことができる。ただし、あらかじめ当社の承認を受けた場合に限る。

2～7 略

(日数に関する取扱い)

第41条 本規約中の日による期間の定め(第12条第1項を除く。)の委託契約への適用については、期間の末日が営業日に当たらないときは、別段の定めがない限り、その翌日以降の最初の営業日をその期間の末日とする。

(紛争の解決)

第42条 略

2 委託契約に関して、万一、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。ただし、訴訟の際に、当社と受託者との協議の上、東京地方裁判所以外の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを妨げない。

附 則

この改正規約は、2017年5月15日から実施する。

以上